



各 位

平成 29 年 5 月 12 日

会 社 名 市光工業株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 オードバディ アリ
 (コード番号 7244 東証第一部)
 問 合 せ 先 経営企画室長 高森 正樹
 TEL 0463-96-1442

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月に開催予定の第87期定時株主総会で以下に記載の「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社が平成 29 年 1 月 20 日をもってヴァレオ・バイエンの子会社となったことを踏まえ、親会社である同社と決算期を統一し、当社における決算等の業務効率化を図るため、以下のとおり決算期を変更することといたしました。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日
 変更後：毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 88 期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

なお、決算期が 12 月 31 日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 定款の変更内容

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 2 条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。	第 1 2 条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
第 1 3 条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。	第 1 3 条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1 2</u> 月 3 1 日とする。
（条文省略）	（条文省略）
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 3 9 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。	第 3 9 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から翌年 <u>1 2</u> 月 3 1 日までの 1 年とする。
第 4 0 条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。	第 4 0 条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1 2</u> 月 3 1 日とする。
第 4 1 条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。	第 4 1 条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第39条の規定にかかわらず、第88期事業年度は、2017年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月間とする。</u></p> <p><u>第2条 第41条の規定にかかわらず、第88期事業年度の中間配当の基準日は2017年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条 前2条および本条は、第88期事業年度経過をもってこれを削除する。</u></p>
------	---

4. 今後の見通し

第88期の業績見通しにつきましては、本日開示しております平成29年3月期決算短信をご覧ください。

以 上